厚生労働大臣の定める掲示事項

令和6年7月1日

1. 入院基本料について

- ◆2階東病棟(52床) 療養病棟入院基本料1
 - ・1日に入院患者20人に対して1人以上の看護職員(看護師及び看護補助者)を配置しております。
 - ・時間帯ごとの職員1人あたりの受け持ち患者数は次の通りです。

【看護職員】(日勤帯)8:30~17:00…4人以内 (夜勤帯)17:00~8:30…13人以内 【看護補助者】(日勤帯)8:30~17:00…4人以内 (夜勤帯)17:00~8:30…26人以内

※令和5年7月~令和6年6月までの1年間の平均入院患者数26名を基に看護要員の受け持ち患者数を 算出しております。

2. 入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制について

当院では、入院の際に医師を初めとする関係職員が共同して、患者さんに関する診療計画を策定し、7日以内に 文書によりお渡ししております。また、厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策 及び栄養管理体制、意思決定支援、身体拘束最小化の基準を満たしております。

3. 明細書発行体制について

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、平成26年4月1日より、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、無料で発行しております。

なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点、ご理解いただき ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口 にてその旨お申し出下さい。

4. 北海道厚生局長への届出事項に関する事項

- 1 当院は、次の施設基準に適合している旨北海道厚生局届出を行っています。
 - (1) 基本診療料の施設基準等
 - · 療養病棟入院基本料 1
 - ・認知症ケア加算3
 - (2) 特掲診療料の施設基準等
 - ・CT撮影及びMRI撮影
 - ・脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅱ)
 - ・運動器リハビリテーション料(Ⅲ)
 - ・外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)
 - ・入院ベースアップ評価料34
- 2 当院は入院時食事療養(I)の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を 適時(夕食は午後6時)適温(保温食器、保温・保冷配膳者)で提供しています。
- 5. 保険外負担に関する事項
- 1 当院では以下の項目について実費の負担をお願いしています。 ※詳細は別途掲示をご覧ください
 - ·文書料(診断書·証明書) 一通550円~7,700円
 - ・紙おむつ代(2階東のみ) 1枚31円~211円 ・リーステレビ 132円(日額)
- 2 特別療養環境について(個室使用料)

【部屋番号】特2-1号室 【料金】1日につき4,400円(税込)

【主な設備】テレビ、トイレ、シャワー、冷蔵庫、クローゼット